
1-4. 公認審判員規程

一審判員心得一

1964年6月6日施行

2026年4月1日一部改訂

第1条 総則

第1項 この公認審判員規程は、(公財)日本バドミントン協会（以下「本会」という）の定めた公認審判員（以下「審判員」という）が、日本国内におけるバドミントンゲームを競技規則及び大会運営規程に則り運営・管理する際のスタンダード（基準）としてつくられたものである。

第2項 本規程は、審判員〔レフェリー、デピュティーレフェリー、**競技審判副部長**、主審、サービスジャッジ及び線審〕が大会運営並びに、マッチを経験と見識に基づき、公平、かつ厳然と統括し、競技規則並びに諸規程を遵守するように助言することを目的とする。

第3項 全ての審判員は、バドミントンはプレーヤーのためのものであることを旨とする。

＊審判員の不足のため、自分のチームのプレーヤーのマッチの審判をするようになった時も、「第三者である」という意識を持って公正な判定をする姿勢が必要である。

第4項 本規程をはじめ、他のすべての規程において使用されている用語は、男女等の性別を含むものとする。

第5項 **同規定は基本的にパラバドミントンにも適用される。**

第6項 全ての審判員は「人命は全てに優先する」を旨とし、プレーヤーをはじめとする全ての関係者が人命にかかわる事態に遭遇した際、速やかに人命救助、救命措置を躊躇せず実行する。

第2条 審判員と判定

第1項 レフェリーは、本会によって任命される。レフェリーは任命された

大会運営全般を総括的に管理する。(競技規則第17条第1項) デピュティ
レフェリーは大会運営全般に関しレフェリーと同じ役割と責任を有する。

第2項 主審は、レフェリー〔レフェリーが決められていない場合は、その
大会の責任者〕に報告を行い(競技規則第17条第2項参照)、その指示に基
づいて行動する。

第3項 サービスジャッジ及び線審は、通常はレフェリーが任命するが、レフ
ェリーによって、あるいは主審とレフェリーが協議して、変更することがで
きる。(競技規則第17条第6項〔4〕参照)

第4項 審判員の判定は、その審判員の責任とするすべての事実に関して最
終のものである。ただし、

〔1〕主審は、もし線審が明らかに間違ったコールをしたと確信する場合には
線審の判定を変更することができる。(競技規則第17条第5項〔1〕参照)

もしくは、

〔2〕インスタントレビューシステム (IRS) が使用されているコートでチャレ
ンジが要求された場合は、インスタントレビューシステム (IRS) を使っ
て判定を下すことができる。(競技規則第17条第5項〔2〕参照)

第5項 サービスジャッジや線審が判定できないときは、主審が判定する。主
審も判定できないときは「レット」をコールする。(競技規則第17条第6項
〔6〕参照) ただし、インスタントレビューシステム (IRS) が使用されてい
る場合は、インスタントレビューシステム (IRS) を使って判定を下すこと
ができる。

第6項 主審はコートならびにその周辺の直接関係するものを管理する。(競技
規則第17条第2項参照)

第7項 主審の権限は、主審がマッチ開始前、競技区域に入るところから、マ
ッチ終了後競技区域を離れるところまで存在する。競技区域とは、競技用
コートが設置してある区域全体を指し、また、観客が入ることが許可され
ていない区域である。

第3条 レフェリーへの指示事項とガイドライン

第1項 一般的事項

- 〔1〕レフェリーは、大会に係る全般を総括的に管理する。(競技規則第17条第1項)
- 〔2〕大会中のマッチごとの主審、サービスジャッジ、線審を任命するのはレフェリーの責任の下に行く。しかし、レフェリーの責任の下、その任命をデピュティレフェリーまたは審判主任等の役員に委任することができる。また、プレーヤーの所属を十分考慮したうえで審判員の中立性をできる限り配慮したうえで任命をすること。
- 〔3〕レフェリーは、任命された大会の審判員（主審、サービスジャッジ、線審）を統率し大会運営に当たらなければならない。また、レフェリーは大会の審判員（主審、サービスジャッジ、線審）に本会の競技規則並びに諸規程（大会運営指針を含む）を周知し、かつそれぞれの役割の遂行状況を常に確認できるよう努めなければならない。また、レフェリーは審判会議を行う。
- 〔4〕レフェリー（またはデピュティレフェリー）は、大会期間中、競技日ごとに競技開始前から競技終了後まで常に大会会場の競技区域での業務に当たらなければならない。レフェリーは競技を注意深く観察し、競技がプレーヤー（大会役員を含む）に公平かつ事故等のないよう安全に行われるよう必要な手段を講じる。
- 〔5〕レフェリーは、競技期間中に起こった事故等については関係担当者の報告も添えて、速やかに報告をするように努めなければならない。大会終了後は所定の様式に従い、定められた期日までにレフェリー報告書を本会に報告をしなければならない。

第2項 大会到着前のレフェリー業務

- 〔1〕レフェリーは、担当大会への委嘱を受けた後、大会責任者、またはそのほかの大会関係者（デピュティレフェリー、開催地レフェリー、その他大会役員）に出来る限り早く連絡を取り、大会運営準備上必要な情報交換（役員同士の自己紹介、連絡先等）を行い、これらの大会関係者との建設的な信頼関係が築けるよう努めなければならない。また、実際の大会運営上必要な役割、業務に関する情報交換に当たって、レフェリーは本会派遣の大会役員との間で必要に応じて連絡が取れる体制を整

えるものとする。

〔2〕レフェリーは、準備業務（要項の送付、日本ランキング表）、組合せの作成等が滞りなく完了するよう努める。

〔3〕レフェリーは、大会前に、本会事業本部に連絡をとり、前年度の当該大会のレフェリー報告書を閲覧できる。これは前年の当該大会で起こった主な問題等をレフェリーが把握し、運営に活かすためのものである。そのため、この報告書はレフェリーチーム以外の役員等には口外してはならない極秘事項として扱わなければならない。

〔4〕レフェリーは、大会要項について内容を確認しておく。

〔5〕レフェリーは、大会前に大会運営上必要な関連情報が網羅されたチェックリストを作成し、点検すること。

①このチェックリストの作成に当たっては、大会のレベル、主催者側の大会運営経験等を十分考慮し作成する。これにより大会運営準備上の作業の重複が避けられ効率的に準備を進めることができるからである。

②チェックリストは、レフェリーが競技会場に到着するまでに確認が必要な項目を含み作成する。例えば、大会のレベルに応じ、必要とされる十分な練習施設等が確保されているかどうか確認することや、前年の当該大会のレフェリー報告書に記載のある大会運営上の問題についての項目なども考慮する。

③チェックリストは、大会の競技区域やその周辺でプレーヤー等が移動可能な区域を含めたレイアウト（図面/会場図）を考慮すること。また、場合によっては競技会場以外の関連する会場施設（練習会場、会議室、控え室、ドーピングコントロール等）の情報も考慮すること。

④チェックリストは、役員宿泊ホテル、大会会場、練習会場からの交通手段等を考慮すること。

⑤レフェリーは、このチェックリストに従い、主催者と定期的に連絡を取り、大会準備の進捗状況に関する最新情報を確認しなければならない。これによりレフェリーは、開催地に到着する前に大会運営上の主要な問題が解決されているかどうかを確認すること。場合によっては、

レフェリーは本会事業本部ならびに大会主催・主管団体と相互に連絡を取り合い、連携を密にするよう努めなければならない。

- ⑥チェックリストとして大会開催時通常必要とされる項目や比較的短期間で準備できる項目も考慮すること。この項目についても大会開催数週間前から、必要に応じてその内容について主催者との間で協議されなければならない。
- ⑦そのほかチェックリストを用いて、大会で使用されるコート数、並びにトーナメントのレベルに応じた運営規則に基づき、適切な数の主審、サービスジャッジが任命され確保されていることを確認すること。この主審、サービスジャッジの任命に当たっては大会審判員としてふさわしい経験を持っているか等、その選出方法などにも十分留意する。

〔6〕レフェリーは、ランキングリスト等の確認をしておくこと。

- ①レフェリーは、使用するランキング等を注意深く正確にチェックしなければならない。他にエントリー数、エントリープレーヤーリスト、並びに組み合わせ、シードプレーヤーリストなどもチェックしなければならない。
- ②レフェリーは、組合せまでの変更事項にはプレーヤーの棄権に関する最新の情報などが正確に反映されているか確認する必要がある。
- ③レフェリーは、シードに関する規程を確認し、そこに記載されているランキング等のデータを十分に参照し、出場プレーヤーの各シードの割り当てが正しいかどうかをチェックしなければならない。

〔7〕レフェリーは、その組合せの承認にあたって不備がないかを確認しなければならない。

- ①レフェリーは、組合せを注意深くチェックしなければならない。その際、シードプレーヤーが大会運営規程に沿った組合せの山に等分に分けられているかどうか等を確認しなければならない。

〔8〕レフェリーは、組合せ抽選結果発表後に受領したすべての棄権届を本会に報告する。棄権の取り扱いについては組合せ抽選会資料に基づき適切に処理されなければならない。

〔9〕レフェリーは、組合せ抽選結果発表後の棄権について、監督会議まで

公表してはならない。

第3項 大会（トーナメント）前の到着時期・時間に関して

- 〔1〕レフェリーは、会場へのアクセスに関して必要な旅行情報等（到着・出発）を事前に確認する。
- 〔2〕レフェリーは、開催地到着後速やかに大会役員並びに主催者と協議し、大会運営業務の詳細について話し合いをしなければならない。その際、大会前事前に協議した運営上の諸問題についても併せて話し合いをするよう努めなければならない。
- 〔3〕レフェリーは、大会関係者（本会派遣の大会役員、大会主催・主管団体の大会役員、競技会場責任者、審判主任、線審主任、警備関係者など）と必要事項について話し合いをしなければならない。
- 〔4〕レフェリーは、宿泊施設から競技会場または練習会場までのアクセスについて確認する。
- 〔5〕レフェリーは、競技会場以外の関連する会場施設（ドーピング検査室等）についても確認をする。
 - ①レフェリーは、プレーヤー、審判員、およびほかの大会関係者、観客にとって大会会場の建築構造上安全が確保されているかどうか（危険なものがないかどうか）を可能な限り確認する。
 - ②レフェリーは、大会会場の安全が十分確保されているかどうかを確認し、緊急事態の場合の防災避難手順（避難経路、防火手段等）が整備されているかも併せて確認をする。
 - ③レフェリーは、ドーピング検査室等が用意されている場合、設備面で適切であることを確認する。
 - ④レフェリーは、救護室など準医療行為（マッサージや応急処置）を行う部屋が用意されている場合、それが適切であるかどうかを確認する。
 - ⑤レフェリーは、男女用のトイレ、男女用のロッカールーム（更衣室）について、使用方法等問題がないかどうかを確認する。
 - ⑥レフェリーは、報道メディア用の部屋や、ミックス・ゾーン（マッチ後のインタビュー）を行う場所がある場合、その大きさなどに問題がないかどうかを確認する。

- ⑦レフェリーは、プレーヤー席、審判員席、VIP席が十分な数だけ用意され、大会運営上問題のない場所に設置してあるかどうかを確認する。
- ⑧プレーヤーまたは競技役員用の休憩室の場所を確認する。
- ⑨ラケットのストリングス（ガット）修理等、その手配がある場合にはそのスペースや費用を確認する。
- 〔6〕レフェリーは、競技会場を大会運営上問題ないか最初に点検し、もし修正や改善の必要が生じた場合は大会役員に報告をし、最終点検の前に必要な処置が講じられるよう手配する。この場合、レフェリーは以下の点に注意する。
- ①レフェリーは、コートに問題がないかどうかを確認する。
- ②レフェリーは、各コートの競技区域に十分な広さがあり、また遮光されていることを確認する。
- ③各コート後方、両サイドに必要とされるスペースがあるか確認する。
- ④レフェリーは、各コートに規定を満たす十分な照度があり、照明の光が会場内に均等に照光されているか、また、競技上最適な位置に備え付けられているかを確認する。また、併せて照明がTV中継をするうえで適切か確認する。
- ⑤レフェリーは、競技会場内のすべての競技用設備の配置について最終決定をしなければならない。ここでいう競技用設備とは主審台、サービスジャッジ席、線審席、コーチ席、モップ係（コートアテンダント）席、サービス高測定器、シャトルディスペンサー（設置する場合）、シャトル箱、インターバルボード、Aボード（看板およびデジタル版を含む）、得点表示装置、テレビカメラ、マイク等のことを言う。
- ⑥レフェリーは、審判員の椅子等が安全で、座りやすいものか確認する。
- ⑦レフェリーは、競技会場内のどの位置でフォトグラファー（TVカメラを含む）の撮影を許可するか、そしてどのように指定の位置から撮影させるかを確認する。
- 〔7〕レフェリーは、進行係、シャトル係、会場責任者、情報処理係（IT関係）、レフェリー、医療関係者の席の配置について確認をする。
- 〔8〕レフェリーは、インスタントレビューシステム（IRS）が使用される大

会の場合、インスタントレビューシステム（IRS）担当用の部屋（IRSブース）をどこに配置するか確認をする。併せて、競技会場内のインスタントレビューシステム（IRS）表示装置が不具合になった場合、インスタントレビューシステム（IRS）担当と競技会場責任者との間で連絡が取りやすいよう、バックアップシステムが用意され適切に機能するかどうかを確認をする。

〔9〕レフェリーは、シャトル係にマッチ開始前、マッチごとにシャトルをどのように準備し、各マッチ終了後どのように使用済みシャトルを処理するかの手順を確認する。（例えばこの手順をシャトル係が行うか、またはサーブスジャッジが行うかを確認する）

〔10〕レフェリーは、大会における練習スケジュールを再確認する。

〔11〕レフェリーは、大会関連文書公表等（大会結果等の報道提供を含む）に係る関係者と連携を取る。

〔12〕レフェリーは、マッチ前のプレーヤー集合所の位置が適切か確認する。その際、マッチ開始の放送アナウンス、およびプレーヤー・審判の入退場の放送アナウンスが適切に行われるようその手順についても確認をする。

〔13〕レフェリーは、監督会議で棄権を確定する。

〔14〕レフェリーは、デピュティレフェリーまたはそのほかの大会関係者の協力を得て、競技会場の最終点検をする。

第4項 諸会議および打ち合わせ

監督会議

〔1〕レフェリーは、監督会議の前に以下の項目を確認する。

- ①レフェリーは、監督会議で使用する部屋が、会議に適切かどうかを確認する。
- ②レフェリーは、監督会議の時間、場所がすべての監督に周知されているかどうかを確認する。
- ③レフェリーは、書類（組合せ、練習割り当て等）が準備されているかを確認する。
- ④レフェリーは、その他の書類（ビデオ撮影許可願等）が準備されている

かを確認する。

- ⑤レフェリーは、デピュティーレフェリーと協力して監督会議に必要な資料（棄権者リスト等）が準備できているかを確認する。

〔2〕レフェリーは、監督会議を開催する場合は、責任をもって運営する。その際、レフェリーとして威厳を保ちながらも、冷静な接し方を心掛け、かつ話しやすいリラックスした雰囲気を作るよう心掛ける。特に、以下の点に留意する。

- ①レフェリーは、分かりやすい言葉で、はっきりとそしてゆっくりと話をするよう心掛けること。
- ②レフェリーは、必要に応じて手話通訳者を会議に参加させてもよい。
- ③レフェリーは、会議中、議題ごとに質問の時間をとり質疑応答に適切に対処する。

〔3〕レフェリーは、必要に応じて説明用紙等を用いて、監督会議で周知すべき詳細事項（運営上の注意など）がある場合はできる限りの絞って、系統だった説明をする。その際に、最新の競技規則・諸規程の変更などその大会に直接係る事項についても周知を図る。

- ①レフェリーは、監督会議での必要事項の説明の際、話し方のペース、また内容によって詳しく説明できているか判断しながら進めていく。その際、参加している監督が経験上知っていると思われる常識的な事項についても確認をする。
- ②レフェリーは、監督会議での説明の際、競技規則、大会運営規程、公認審判員規程の中で必須項目（倫理規程、審判員行動規範など）について説明をする。
- ③レフェリーは、監督会議で大会用にサービス高測定器が準備されているか、また、そうでない場合にサービスに関する競技規則が周知されているかを確認する。

〔4〕レフェリーは、監督会議の終わりに、必要に応じて棄権（届出のあった棄権、強制的な棄権）や、プレーヤー変更について説明する。

- ①レフェリーは、監督会議までに「棄権届出用紙」等の確認をする。
- ②レフェリーは、監督会議中に届出のあった棄権については適切に処置

する。また、届出のあったプレーヤーが大会に参加していないか確認する。

〔5〕レフェリーは、大会の組合せに従い、競技開始前であればその組合せを再度調整してもよい。この組合せの再調整が出来るのは、次の場合に限る。

- ①プレーヤーエントリーの段階で、組合せに規定上、誤りや不備が見つかった場合。
- ②例外的な状況で、著しくバランスを欠いたもの（プレーヤーの競技力、ランキング等を考慮したうえで）だと判断された場合。

〔6〕レフェリーは、監督会議の終わりに、棄権、プレーヤー変更、競技スケジュール変更等を確認する。

- ①レフェリーは、監督会議で承認した棄権、プレーヤー変更等が競技スケジュールに反映されていることを確認し、それらの変更がすべて正しく反映されているかを確認する。
- ②レフェリーは、最新の情報に訂正されたものが、大会本部のすべての部署に共有されていることを確認する。
- ③レフェリーは、最新の組合せ並びに競技スケジュールが公開できていること確認する。

〔7〕レフェリーは、監督会議に欠席したチーム、プレーヤーなどを把握する。

審判会議

〔8〕レフェリーは、審判会議の前に以下の項目を確認する。

- ①レフェリーは、審判会議で使用する部屋が、適切かどうかを確認する。
- ②レフェリーは、審判会議の時間、場所がすべての審判員に周知されているかどうかを確認する。
- ③レフェリーは、競技会場の構造上、「フォルト」、「レット」に関する変更事項があるかどうかを確認する。
- ④レフェリーは、デビュティールフェリーと協力してそのほか審判会議に必要な資料が準備できているかを確認する。

〔9〕レフェリーは、審判会議を責任をもって開催する。その際、レフェ

リーとして威厳を持ちながらも、冷静な接し方を心掛け、かつ話しやすいリラックスした雰囲気を作るよう心掛ける。特に、以下の点に留意すること。

- ①レフェリーは、分かりやすい言葉で、はっきりとそしてゆっくりと話を
するよう心掛ける。
- ②レフェリーは、会議中、議題ごとに質問の時間をとり質疑応答に適切
に対処する。

〔10〕レフェリーは、必要に応じて説明用紙等を用いて、大会の特性上、審判
会議で周知すべき詳細事項（競技審判上の注意など）がある場合は出来
る限りその特性に的を絞って系統立てて説明をする。その際に、最新の競
技規則・諸規程の変更などその大会に直接係る事項について周知を図る。
（例えば、プレーヤー集会所の位置、入退場の手順、1コートあたりの線
審の数、または、シャトルが競技会場内の障害物に当たった場合の「フォ
ルト」、「レット」に関する会場ルールが設けられているかどうかを確認する。）

- ①レフェリーは、競技規則並びに公認審判員規程に変更がある場合は、そ
のことを主審並びにサービスジャッジに周知する。
- ②レフェリーは、審判会議での必要事項の説明の際、話し方のペース、ま
た内容によって詳しく説明できているか判断しながら進めていく。そ
の際、参加している審判員が経験上知っていると思われる常識的な事項
についても確認をする。
- ③レフェリーは、TVコートに関して特別に定めなければならない事項に
ついては、関係者と十分協議し、それを考慮したうえで決定をする。
（マッチ中にインターバルを規定通りとるかどうか、インスタントレビ
ューシステム（IRS）の使用について等）
- ④レフェリーは、必要に応じて、大会で使用される得点表示装置が正確
に作動するかどうかを確認する。
- ⑤レフェリーは、大会にサービス高測定器が使用されているかを確認す
る。その際、主審、サービスジャッジが測定器の使い方を理解してい
るかどうかを確認し、必要に応じて測定器の使用について研修を行う。

⑥レフェリーは、インスタントレビューシステム（IRS）が使用される大会の場合、主審にインスタントレビューシステム（IRS）関連のコール等を確認しておくよう周知する。

⑦レフェリーは、審判員に社会的な倫理規範、行動規範を遵守するよう周知する。特に判定に関わる八百長やSNSの使用に関連することについて注意をすること。

〔11〕レフェリーは、主審の業務分担について確認する。

線審会議

レフェリーは、線審会議にあたり以下のことを行う。

〔12〕レフェリーは、大会競技開始に先立ち線審会議を開く。

〔13〕レフェリーは、線審会議にあたって、親しみやすさと冷静さを保ちながらも威厳をもって線審に話しかける。そうすることによって、線審が落ち着く雰囲気を作るよう努める。

①レフェリーは、分かりやすい言葉で、はっきりとそしてゆっくりと話をしよう心がける。

②必要に応じて手話通訳者を会議に参加させてもよい。

〔14〕レフェリーは、線審会議において、線審は大会に係る審判員の中でも特に重要な役割を果たしていることを強調して線審に伝える。

〔15〕レフェリーは、線審会議において線審の一般的な業務と、線審が果たさなければならない役割について簡単に再確認する。そして、質問が出た場合は適切に対処する。

〔16〕レフェリーは、線審会議において、線審主任に線審のコートへの入退場手順について簡単に確認をする。

第5項 コート管理と大会運営上の留意点

一般的助言

〔1〕大会運営上のレフェリーの責任下の業務、またはレフェリーの責任下でない業務についての両方において全ての大会運営上の業務の進捗状況を常に確認する。

①レフェリーは、大会が進むにつれて、考慮すべき問題が発生した場合、大会主催者側と必要に応じて話し合いをする。

- ②レフェリーの責任でない状況で発生した問題や疑問に関して担当の大会関係者に対し再検討、再検証するよう提言する。
- ③各競技日の競技開始前と終了後に、競技会場の運営スタッフやボランティアに対して積極的にコミュニケーションを図り、感謝の気持ちを伝えることにより、大会運営チームとしての士気の向上に努める。
- ④レフェリーは、競技初日に大会競技会場内での機械設備（得点表示装置、そのほか電子機器装置）の機能状態について確認をし、入退場などの導線が効率的に機能しているかどうかを確認する。また、残りの大会日程がスムーズに運営できるよう、それらの設備に必要な調整を加える。
- ⑤レフェリーおよびデピュティーレフェリーの席は、競技日程中可能な限り、使用されている各コートのマッチが適切に観察できるような位置に置く。（大会によって複数の会場にコートがある場合、一会場の同じ席にレフェリーおよびデピュティーレフェリーが長時間いることは望ましくなく、出来る限りそのような状況は避けた方がよい。）
- ⑥レフェリーは、必要に応じて、主審のレフェリーコールがなくてもコートに行くことは差し支えない。
- ⑦インスタントレビューシステム（IRS）が使用されている大会でレフェリーおよびデピュティーレフェリーは、チャレンジのコールが主審によって正確に適切になされているかどうかマッチを観察するよう努力する。また、状況によって必要とされるならば、コートへ行き判定に関する仲裁をする準備をするよう心掛ける。その際、次のラリーが始まる前にその間違いが訂正されることを確認する。
- ⑧もし、インスタントレビューシステム（IRS）が使用されているコートで、レフェリーが主審に呼ばれ、インスタントレビューシステム（IRS）による判定（例えば判定の映像や表示など）が矛盾していたり、明らかに間違っていると訴えがあった場合、レフェリーは、まず最初にインスタントレビューシステム（IRS）担当係を呼び、判定を確認する。またインスタントレビューシステム（IRS）による判定が間違ってしまった原因について説明を求めるよう努める。その上でレフェリーは、主

審にその後の対処について指示をする。

大会における試合当日

〔2〕レフェリーは、各競技日において余裕をもって早めに大会会場に到着する。そのことにより、各マッチが予定通り始まるように必要なすべての業務を滞りなく準備できるようにするためである。特に、レフェリーは以下の点に注意する。

- ①レフェリーは、競技会場内をチェックし、競技場内の各コートの清潔性が保たれ、必要な競技用品が適切な位置に配置されているかどうかを確認する。(例えば、線審やコーチ席の位置、サービス高測定器が基準に適合したものであるかどうか、インターバルボードやタオルやモップの位置の確認である)そして、また、ネットの高さが計測され、そしてサービス高測定器が標準の高さ(コート面より1.15m)に設定されているかどうかを確認する。
- ②レフェリーは、大会競技会場のすべてのIT機械設備が正常に機能しているかを確認する。(例えば、主審用スコアリング表示装置(PAシステム)、スコアボード、インスタントレビューシステム(IRS)など)※
PA : Public Address
- ③レフェリーは、大会競技会場に大会運営上必要な役員が配置されているかを確認する。(例えば、進行係やシャトル係、競技会場責任者、大会に従事する医師または医療従事者などである)

医療役員

〔3〕レフェリーは、競技初日の前、または競技日程中いつでも医療役員の変更があった場合は、速やかに医師、そのほかの医療スタッフと打ち合わせを行う。

- ①レフェリーは、伝達事項を必要に応じて、手話通訳を通して伝達することができる。
- ②レフェリーは、医師がレフェリーの指示に従い行動することを心得ているか確認し、コートに呼ばれた場合は、医師の主な役割はプレーヤーにケガの様子(深刻さ)を知らせることであり、プレーの不当な遅延を引き起こす如何なる医療処置も認められないことを周知する。

- ③ レフェリーは、医師が必要とする医療用品（携帯用救急箱のようなもの）が準備されていることを確認する。（絆創膏、はさみ、手袋など）
- ④ 大会競技中は常に、また各競技日の最初のマッチの前はいつでも、医師並びに医療役員は、プレーヤーのマッチ中のケガや病気へ備え、レフェリーとすぐに連絡の取れる競技会場内の場所にいる。このことによりプレーヤーのケガ、事故が発生した場合、速やかにコート上でレフェリーの補助が出来るようにする。

シャトルの試打

〔４〕大会競技初日の開始に先立ち、レフェリーはシャトルの試打を注意深く観察する。

また、その試打に関する責任を負う。

- ① レフェリーは、シャトルの試打が大会にエントリーしているプレーヤーによって行われるようにする。この場合、男性プレーヤーが望ましい。または、レフェリーが認めた関係者によって行われるようにする。
- ② レフェリーは、シャトル試打の規定に従い、シャトルを両サイドのバックバウンダリーラインから試打されるようにする。
- ③ レフェリーは、もし必要があればシャトルの試打が正しく行われるよう、試打の間中、注意深く試打をするプレーヤーに指示する。
- ④ レフェリーは、シャトルの試打の結果によりマッチで使用するシャトルを評価する場合、シャトルがどのように打たれたか、シャトルが正しい位置（バックバウンダリーライン上）で打たれたかを考慮する。
- ⑤ レフェリーは、どのシャトルを使用するかをシャトル係に伝える。
- ⑥ レフェリーは、どのシャトルを使用するかを、シャトルの試打をしたプレーヤーに伝えてはならない。
- ⑦ レフェリーは、競技会場でのプレーの状況が相当変化した場合（気温、湿度等）、マッチ中のシャトルの飛び方を主審やレフェリーが注意深く観察したうえでスピードを変えた方が妥当であると判断される場合、必要に応じてシャトルの試打を再度行ってもよい。
- ⑧ レフェリーは、競技会場の環境が大きく変わらず、またシャトルの飛

び方が一貫している場合、その翌日にシャトルを試打する必要はない。

棄権

- 〔5〕レフェリーは、大会運営規程26条に従い監督会議後の棄権や、強制的に棄権にする場合、またはマッチになっても現れなかった場合などについて適切に処理をしなければならない。

審判員の管理と指導

レフェリーは、審判員の管理と指導に関して以下のことを確認する。

- 〔6〕大会期間中を通じて主審、サービスジャッジ、線審の健康状態や業務環境が良好に保たれるよう配慮する。
- 〔7〕審判員間のチームワークと友情を育てる。
- 〔8〕すべての審判員が審判員の行動規範を遵守していることを確認する。
- 〔9〕大会期間中、必要に応じて審判会議を開催する。審判会議では前日の競技を振り返ったうえで、必要に応じて反省点として体系的に整理しポイントを絞り説明する。ならびに、競技運営上の手順や方法に関する変更（例えば、入退場の方法の変更、線審の数の変更）についても伝える。
- 〔10〕レフェリーは、適宜、各主審の審判実技に関して反省点として建設的なアドバイスを与える。
- ①必要に応じてマッチ後速やかに主審に審判実技に関してアドバイスを与える。
- ②アドバイスをする時は、プライバシーを含む周囲の環境に配慮する。
- ③アドバイスが理解されたことを確認し、その後の主審の審判実技を確認する。
- 〔11〕主審、サービスジャッジのマッチへの割り当てが適切であることを確認する。
- ①主審、サービスジャッジのマッチへの割り当てに関して可能な限り中立性が確保されているか常に確認する。
- ②主審、サービスジャッジの中立性が完全に確保されない場合、最低限、TV放映のマッチについては優先的に主審、サービスジャッジの中立性が確保されるよう努める。そして、もし可能であればTVコート以外のコートでも審判員の中立性を保つよう努力する。

③大会競技中、主審またはサービスジャッジとプレーヤーの間に憂慮すべき対立があった場合、そのマッチを記録し、必要があれば、該当の主審またはサービスジャッジを当該プレーヤーのマッチに割り当てないよう配慮する。

④審判員がそれぞれの業務の間に休息をとれるよう配慮する。

〔12〕レフェリーは、大会期間中できる限り、また特に必要と思われるときは線審会議を開き、線審から意見を聞き、または助言を行う。

①レフェリーは、各線審の実技に対して反省点を指摘し、線審主任を通して、その反省点が改善されるよう努める。

②レフェリーは、主審、サービスジャッジ、またはレフェリーチームからの各線審の実技に対する良い点と改善点を含む反省点を線審主任へ伝える。

③レフェリーは、審判員のマッチの割り当てに関して最終決定をする権限を持つ。

プレーヤーとコーチの管理

〔13〕レフェリーは、プレーヤー、監督・コーチからの苦情については公平に、時には毅然として対応する。

〔14〕レフェリーは、もし必要な場合、プレーヤーの服装規程の遵守に関しての（違反かどうか等）決定をください。

①レフェリーは、プレーヤーの服装規程の遵守に関して違反かどうか確認がない場合、その該当のプレーヤーの服装について認めるものとする。しかし、その該当プレーヤーの服装の写真を撮り、大会後本会に確認の意味で報告する。

②レフェリーは、プレーヤーや監督・コーチの服装が違反していた場合、その処置の判断も含めて、本会に報告する。

〔15〕レフェリーは、プレーを観察しながら、競技場内のコーチ席に座っている人物がコーチ・指導者の行動規範を遵守しているかどうかを確認する。

①監督・コーチが指定された席を動かしたことにより、マッチや広告ボードが観客から見えにくくなった場合、コーチ席を元の位置に戻さなけ

ればならない。

- ②レフェリーは、必要があれば、**監督・コーチ**を適切と思われる間（例えば、残りのマッチ時間、その大会日程の残り）競技場内から退場させることができる。ただしその時間は、**監督・コーチ**の違反の質や程度、または回数により判断するものとする。
- ③レフェリーは、**監督・コーチ**や指導者が公認審判員規程第5条第12項に抵触し、重大な違反を繰り返し、または執拗に違反行為に及んだ場合、レフェリー報告書で本会に報告をしなければならない。

〔16〕マッチ中にプレーヤーへ渡す必要がある物（ラケット、飲み物等）がある場合、**監督、コーチ**は、（競技規則第16.2条に規定されたインターバルを除き）プレーヤーにそれらの物を直接渡してはならない。必ずレフェリーを通してプレーヤーに届けなければならない。

〔17〕コートに入ることができる**監督・コーチ**などのチーム関係者の最大人数は、各サイドにつき2名までとする。インターバル中に、新たなチーム関係者がコートに入ろうとする場合、すでにチーム関係者がいるときは、各サイドの最大人数を超えないようにコートから離れるまで入ることができない。

〔18〕レフェリーは、競技区域内の**コーチ席**に座っている者が、競技規則や公認審判員規程（第5条第12項）にある行動規範を遵守していることを確認しなければならない。

- ①広告の視認性が損なわれるような形で指定された**コーチ席**を元の位置から移動させた場合、レフェリーは直ちに対応しなければならない。
- ②必要に応じて、レフェリーは、違反の重大性や再発の程度に応じ、適切な期間（例：当該試合が終了するまでの時間、団体戦の場合はチームの勝敗が付くまで、または数日間）にわたり、**監督・コーチ**、またはチーム関係者を競技区域から退場させることができる。
- ③悪質なものについては、レフェリーは本会に報告する。

スケジュール

〔19〕レフェリーは、大会競技日ごとに競技スケジュールを確認する。

- ①どのプレーヤーにも、マッチが連続する場合はその大会で定めた規程

のインターバルが権利として認められる。しかし、レフェリーは、特定のプレーヤーのマッチが連続する場合に上記の規定以上の長さのインターバルを与えるようにしてもよい。特に、同一種目における同一プレーヤーのマッチが連続する場合に規定以上の長さのインターバルを適用してもよい。

- ②レフェリーは、同一種目でマッチを行う両方のサイドのプレーヤーが、それぞれのマッチが終わった後、次のマッチまでの休憩時間（インターバル）に不平等な差が生じないようにできるだけ配慮する。
- ③大会の競技日程上の時間の許す限り、主催者等から要望があった場合、大会への観客の関心が増し観客動員に貢献でき、また最大限大会全体が成功するように可能な限り様々なイベントを大会スケジュールに盛り込むよう配慮する。
- ④レフェリーは、練習スケジュールを確認する。

大会の最終日（準決勝、決勝）へ向けて

- [20] レフェリーは、大会の準決勝、決勝に特別な来賓の来場がある場合、これを確認する。
- [21] レフェリーは、大会の準決勝、決勝へ向けて、競技場内のレイアウト（コート位置、線審の配置、入退場のルート）を再度点検の上、確認する。
- [22] レフェリーは、準決勝、決勝のマッチの順序を決定するときに、特別な配慮をすることもある。
- [23] 準決勝、決勝への主審、サービスジャッジの任命は注意深く考慮され、また審判員の中立性を十分考慮したうえで決定する。そして、大会期間中の各審判員の審判実技の観察、各審判員の経験値、各審判員の持つ総合技術、大会中の審判員のチーム力などの要素に基づいての決定をする。
- [24] レフェリーは、表彰式に関する計画について大会主催者に確認をする。そして、表彰式で成績等を発表すること。

大会各競技日の終わりにする業務

- [25] 各競技日の終わりにレフェリーとデピュティーレフェリーはお互いに相談し合い、またそのほかの主要な大会関係者と適宜相談をする。

〔26〕 その日に使用したシャトルの総使用数を把握し、残シャトル数と、実際に使用したシャトル数を把握しておくこと。

〔27〕 各競技日の終わりに記録が保存され、大会本部、また、レフェリーチームに記録が配布されるよう留意する。

〔28〕 各競技日の終了時間を把握しておくこと。

第6項 ケガや病気や事故の処置について

〔1〕 レフェリーは、ケガや病気や事故が起こった時、それらの処置をするために主審にコートに呼ばれたり、またレフェリー自身の判断でコートに行く場合があることを心得ておくこと。また、必要に応じて、シャトルスピードに関する問題を処理する場合も同様である。

- ① ケガや病気が起こり主審に呼ばれた場合、レフェリーはすぐにコートに行かなければならない。その後、レフェリーは起こったケガや病気や事故について関連のある事実について確認をするために主審に聞かなければならない。もし必要であれば、コートサイドで待っている医師または医療担当者をコートに呼ぶものとする。そして、主審にケガ等によって生じた遅延の時間について計測をするよう確認しなければならない。
- ② 医師又は医療担当者の業務はプレーヤーのケガの状態を把握し、そのケガをしたプレーヤーがマッチ続行可能かどうか即座に判断を下す。最終的にはプレーヤーの意思によりマッチを続けるかどうかが決まる。医師又は医療担当者は応急的な処置として、出血部分への絆創膏やスプレーなどを行うことができるが、競技規則で決められたインターバル以外では、治療のためのいかなる時間も認められていない。ただし、医師又は医療担当者の意見で治療がインターバル中にほぼ終わると判断した場合はこの限りではない。
- ③ レフェリーは、プレーヤーがケガをした場合、そのプレーヤーに医師又は医療担当者の助言を伝えるために最大2人までコートに連れていくことができる。ただし、公平性を保つために、相手側のサイドにも同様の配慮をしなければならない。
- ④ レフェリーは、プレーヤーのケガについてできる限り早く、できれば

数分以内に解決をしなければならない。それによりできる限り早くプレーが再開され、または棄権等によりマッチを終了させることができるからである。またレフェリーはプレーヤーが息切れ等を回復させようとしている疑いがある場合や、プレーヤーがプレーを継続するか、棄権によりマッチを終わらせるか繰り返し躊躇している場合、失格の可能性をプレーヤーに示唆する必要がある。

- ⑤レフェリーは、緊急事態に対応する手配（救急車、病院等）が整っているか確認しなければならない。そして、すぐに医療行為を行う際の手段について周知していなければならない。監督は可能な医療補助の手段について十分知っておかなければならない。

- ⑥プレーヤーがマッチ続行不可能であることが疑う余地のないような重大なケガの場合、規定にあるような通常の処置をせず、そのケガをしたプレーヤーが病院に運ばれるまでの間に医師をはじめ、**医療担当者は**必要な応急処置を施さなければならない。

1) プレーヤーの意識がなくなり、心肺停止や脳震とうが疑われる状況が発生した場合は、レフェリーの指示がなくても、医師又は医療担当者はすぐにコートに行き救急処置を講じ対処しなければならない。同時にすぐに救急車を呼び、病院に搬送する等、必要な対処をしなければならない。

- ⑦レフェリーは、大会に理学療法士等が配置される場合、理学療法士用の設備（部屋等）について熟知しておく。そして関連情報を監督に周知する。

- ⑧レフェリーは、プレーヤーと役員の病気やケガに対応するための医療サービスについて把握しておくこと。そして関連情報を監督に周知する。

- ⑨レフェリーは、ブリーフィングでの説明の際、プレーヤーがインターバル中にコートを離れることについて、急性の体調不良または生理等の状況によっては主審が柔軟に判断するよう指導する。

- [2] レフェリーは、主審がレッドカードを出すような執拗でひどい不品行な振舞いをプレーヤーが行った場合、それらの処置をするために主審に

コートに呼ばれたり、またレフェリー自身の判断でコートに行く場合がある。また同様に、主審が処理しきれない問題が発生した時も、その問題の処理、解決のため同様にコートに行くことがある。

- ①コートに呼ばれたとき、レフェリーは発生した状況について把握するため、主審（またはサービスジャッジ）と最初に話をし、また場合によってはその後、プレーヤーに話をし、事情を聞かなければならない。もし、そのほかの関係者から事情を聞かなければならない状況が必要とされる場合、該当の関係者をコートに呼ぶことがある。
- ②万一、レフェリーが、プレーヤーの失格を判断し決定した場合、該当のプレーヤーはその大会のすべての種目において失格とする。そして本会へレフェリーはできるだけ速やかに報告する。その失格となったプレーヤーのパートナーは大会のほかの種目へ続けて出場することは認められている。（大会運営規程第19条）
- ③レフェリーは、できる限り早く状況を解決しなければならない。そしてその決定についてはっきりと、簡潔に、確信をもって主審やプレーヤーに説明する。その後、プレーが再開された後は当該の問題について議論の余地はなく、いかなる抗議も許されない。

シャトルのスピードについて

〔3〕レフェリーは、常にマッチを観察しながら、使用されているシャトルが適切か判断する。

- ①両方のサイドが使用されているシャトルスピードを変えたいと要求し、レフェリーがコート上に呼ばれたとき、レフェリーはまず主審と話をし、主審の意見を自分の意見（観察の結果）に反映させた上でシャトルのスピードを変えるかどうかの決定をしなければならない。場合によってプレーヤーによる試打が行われてもよいが、シャトルスピードに関する追加情報は一切提供してはならない。
- ②正しいスピードのシャトルが手に入らない場合、例外としてシャトルの羽根先を折ってもよい。（サービスジャッジまたはほかの中立的な関係者によって行われるのが望ましい）しかし、この場合はプレーを継続するための最終的な手段とする。

第7項 大会後のレフェリーの業務

- 〔1〕レフェリーは、大会終了後、大会の最後のマッチが終わった後も引き続き大会を総括的に監督する責任がある。
- 〔2〕レフェリーは、大会の最終結果を確認する。そして、大会に関係したすべての審判員、大会主催者の役員、その他の大会関係者に大会への協力・貢献に対して感謝の意を伝える。
- 〔3〕レフェリーは、懲戒に相当するような大会期間中の棄権、イエローカード、レッドカードについて大会後できるだけ早く本会に報告する。
 - ①レフェリーは、主審によってイエローカード、レッドカードが出された場合でも、レフェリーまたはデピュティーレフェリーによってその状況が注意深く観察され、この状況下ではカードが出されるべきではなかったと判断をすれば、その状況については報告しなくてもよい。
- 〔4〕レフェリーは、大会後2週間以内にレフェリー報告書を本会に提出する。
 - ①レフェリー報告書は大会に関するすべての詳細事項が記載されていないが、のちに同様の大会が開かれる場合に参考となる特筆すべき情報については記載するものとする。
 - ②レフェリーは、レフェリー報告書を作成する場合、デピュティーレフェリーと相談・協議をする。しかし、報告書提出の期限や内容についてはレフェリーの責任に帰するものとする。

第8項 団体戦

- 〔1〕団体戦は通常、公認審判員規程、大会運営規程の団体戦用の規定によって運営される。その際、プレーヤーエントリー、大会運営方法、組合せや団体戦規定に関する規約と条件を反映させること。もし、大会によって上記のような運営規程がない場合は、大会要項にそのような規約と条件を記載する。
- 〔2〕レフェリーは、団体戦に参加するチームやプレーヤーのエントリーが団体戦に関する大会運営規程に従って行われるよう確認する。
- 〔3〕レフェリーは、団体戦が、団体戦ランキング、シードを考慮したうえで、組合せが行われ、かつ対戦スケジュール全般にわたり滞りなく行わ

れるようにする。

- 〔4〕レフェリーは、団体戦における個々の対戦のチームのオーダーの提出期限について決定をし、その決定について監督会議で各チームの監督に伝える。
- 〔5〕レフェリーは、団体戦において、大会要項に記載された団体試合進行に関する順序に従い、団体戦の試合順序を決める。
- 〔6〕大会要項で特に定めがある場合、その期限まで出場予定のプレーヤーの変更を認めてもよい。ただし、そのプレーヤーが病気、ケガやほかの不測の事態が原因であるとレフェリーが認めることが条件となる。
 - ①大会期間中に棄権をしたプレーヤーは、その対戦のマッチには出場できないが、その後の勝ち上がったトーナメントやリーグ戦には再びマッチに出場できる。
- 〔7〕レフェリーは、以下の場合、その該当チームを失格にすることができる。
 - ①定めた時間までに遅延の報告のないチーム
 - ②要項で定められた参加必要条件を満たしていないチーム
 - ③本会大会運営規程に定められた義務を遵守せず、または違反したとみなされるチーム

第4条 レフェリーに関する一般的助言

第1項 レフェリーの役割や大会関係者とのかかわりに関する一般的助言

- 〔1〕レフェリーは、競技規則に精通していること。
 - ①レフェリーは、最新の本会競技規則、大会運営規程、公認審判員規程、その他の関連する規則・規程に常に精通していること。
 - ②レフェリーは、大会運営用情報設備やその機能・使用法について精通すること。
- 〔2〕レフェリーは、担当の大会を総括的に管理し運営する。また、大会を担当する審判員のリーダーシップを取り、士気の向上に努める。
 - ①レフェリーは、デビュティーレフェリー、大会主催者、監督（プレーヤー代表も含む）や大会運営スタッフと建設的な信頼関係を構築する

とともに開催地の大会役員、競技役員と友好的な関係を保つよう言動に細心の注意を払わねばならない。

- ②レフェリーは、本会公認レフェリーを代表するものとして、常に手本となる行動をするように努める。レフェリーは自らが時間を守ることはもとより、他の審判員に対しても時間を守るよう促し、また規定に従った服装を心掛ける。そしてほかの審判員が同様の模範的な行動をするように促す。

〔3〕レフェリーは、常にマッチを観察し、必要に応じて協議をし、競技が公平に正しく行われるよう適切に対処する。

- ①レフェリーは、場合によってはほかの審判員にその任務を任せてもよい。ただし、任せた任務が適切に行われるよう留意する。この場合でも、その最終責任はレフェリーが負うことを心得ておかなければならない。
- ②デピュティーレフェリーにより決定がなされた場合でも、その決定はレフェリーの決定とみなされる。

〔4〕レフェリーは、大会主催・主管団体者や本会与協力し、大会の競技環境や競技状況に責任を持つ。

- ①レフェリーは、大会に参加するプレーヤーに安全で適切な競技条件を提供するよう配慮する。
- ②レフェリーは、審判員が安全に効率よく業務にあたれるよう配慮する。
- ③レフェリーは、大会主催・主管団体が会場の観客やテレビの視聴者に可能な限り最高の大会競技場面を提供できるようサポートする。

〔5〕レフェリーは、常に冷静ですべてのことに公平でなければならない。そして、必要に応じて様々な問題に対して最終決定をする。

- ①レフェリーは、重要な問題について決定を下す場合、その前に関係する規則・規程を確認し、検討する。そして、もし疑問が生じれば、デピュティーレフェリーならびに大会主催・主管団体等と適宜相談する。
- ②レフェリーは、提起された問題について決定を下す場合、提起した側が十分理解できるようはっきりとその決定について伝える。
- ③レフェリーは、間違いをした場合、それを認め、訂正し、謝罪する。

第2項 大会関係者からの質問や苦情に関する処理について

- 〔1〕レフェリーは、監督やプレーヤー、審判員、そのほかの大会関係者に対して常に話しかけやすい雰囲気をつくり、またいつでも話しかけられるよう所在をはっきりとしておく。
- 〔2〕監督やプレーヤーがある特定の事案についてレフェリーに判断を求めてきた場合、レフェリーは以下のように行動する。
 - ①レフェリーは、その事案について注意深く聞き、処理しなければならない。
 - ②レフェリーは、その問題点を明らかにするために必要に応じて質問し、その問題に関係する事実が当事者に十分理解できるよう配慮する。
 - ③レフェリーは、必要があれば、ゆっくりと時間を取り、その事案について振り返りをし、場合によっては関連する規則、規程そのほかの関連情報を参考にとすること。
 - ④レフェリーは、その事案に関して問題を提言した人物はそのチームやプレーヤーを代表する意見を言っているということを心得ておくこと。
 - ⑤レフェリーは、各事案についてその重要性和緊急性を考慮し、できる限り早く決定を下す。また、優先すべき事項がある時はどの事案を優先すべきか決定する。場合によってはレフェリーが決定を下すべきかどうかまた、レフェリー以外の判断になるかどうかを判断する。
 - ⑥判断にあたっては、決定を下した結果が、前例事案になりえることを踏まえ、十分に考慮すること。
 - ⑦提言された事案の処理についてはできる限り早く実行する。
 - ⑧レフェリーは、その事案に関して問題を提言した人物に、レフェリーとしての決定を伝える。また、そのレフェリー判断が直接的、または間接的に影響するそのほかの関係者にも決定事項を伝える。
- 〔3〕レフェリーは、正当と思われる苦情が関係者から出てくるのを避けるために、起こる可能性のある問題を予期したり、予防策を講じたりするなど事前に対応する。

また、それらの問題が実際に起こったり、問題が大きくなる前にそれらの問題を解決するために可能な限り事前策を熟慮する。

- 〔4〕レフェリーは、大会期間中で解決できない問題や関係者が納得していない問題がある場合は、競技規則や諸規程を再度参照しながら考えるとともに、レフェリー報告書に記載する。

第3項 ドーピング撲滅と無気力試合などについて

- 〔1〕レフェリー及び大会に関わる審判員は常に本会競技規則、大会運営規程、公認審判員規程、に定める倫理規範、審判員行動規範、またはそれに関連する規則等を遵守しなければならない。
- 〔2〕ドーピング検査が行われる場合、レフェリーは日本アンチドーピング機構（JADA）をサポートしなければならないことを留意する。
- 〔3〕無気力試合等に関して、レフェリーは注視する。
- ①レフェリーは、マッチでベストを尽くさず、無気力試合を行うプレーヤーに関する大会運営規程を監督に周知する。特に同じ所属のプレーヤー同士で行われるマッチなどは注意深く観察する。
- ②レフェリーは、コート上のマッチを注意深く観察し、同様に大会期間中に起こりうる事故・不測事態に備えておく。また、観客などの行動も注意深く観察する。そして、無気力試合が大会中に起こる可能性があることを留意しておく。
- ③レフェリーは、もし万一、無気力試合等、疑われる事態が発生した場合、適切な処置を講じるとともに、その旨を本会に報告しなければならない。

第4項 報道メディア対応

- 〔1〕報道メディアは、いかなる大会においてもその宣伝・啓発において重要な役割を果たしている。レフェリーは取材陣、**フォトグラファー**、テレビスタッフが十分に業務を遂行できる環境を提供するようサポートしなければならないが、その際、これら取材のためプレーヤーの健康状態に影響が出ない等、安全性の確保に努める。

また、同様に審判員業務に悪影響が出ず、またマッチ競技等に影響が出ないように安全性の確保に努める。

- 〔2〕レフェリーは、本会の報道メディアへの対応方針を周知し、競技会場内でのこれらの規則の運用について援助的な役割を果たすよう心掛ける。

- 〔3〕レフェリーは、審判員を代表して大会役員が報道メディアからの質問に答えるとき専門的な見地からサポートする。

第5条 主審への指示事項

第1項 マッチの開始前（競技区域外）

主審は、次のことをしなければならない。

- 〔1〕スコアシートを受け取る。

＊この際に「プレーヤー・チーム名」などを確認する。（審判をするマッチのプレーヤーの顔と名前を一致させておくのも重要である。プレーヤーの特徴をスコアシートにメモしておくとうりやすい）

＊また、審判に必要な用具（スコアシート・筆記具・ストップウォッチ・シヤトル・〈団体戦の場合は〉オーダー用紙など）があるかどうかを確認することも必要である。

- 〔2〕マッチに必要な線審の数が確保されていることを確認し、また、適切にコート係が配置されていることを確認する。
- 〔3〕プレーヤーの着衣（着衣上のプレーヤー名、レタリング、広告、色、デザインに関して）や用器具がレフェリーにより指示された大会運営規程の条項に適合したものであるかどうか確認する。
- 〔4〕すべてのプレーヤーが電子通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等）の電源を切っているかまたはマナーモードになっているかどうか確認する。
- 〔5〕プレーヤーがスコアシートに記載されたとおりの順序で、またはレフェリーによって指示された順序で並んでいるかどうか確認する。

第2項 マッチの開始前（競技区域内）

主審は、次のことをしなければならない。

- 〔1〕トスを公平に行う。そしてトスの勝者と敗者が競技規則第6条の選択を正しく行うかどうかを確認する。そのトスの結果（サーバー、レシーバー、およびエンド）を書き留める。
- 〔2〕トスの後、出来る限り早く審判台にすわり、ストップウォッチで以下の必要事項の計測を始めること。

- ① ウォームアップの時間を計測する。レフェリーにより別の指示がある場合を除いて、ウォームアップは主審が審判台にすわったところから始まり、マッチ開始時の「(ラブオール) プレー」のコールで終わる。その際、主審は「レディー トゥ プレー (マッチ開始の準備をしてください。)」をコールし、プレーヤーがマッチ開始の準備をするように指示する。
- ② スコアシートを使用する場合、両サイドの最初の点数として「0」を書き、そして、サーバーには「S」を指定のマスに書くこと。ダブルスの場合は合わせて「R」を指定のマスに書くものとする。

*この他、マッチの最初にどちらのサイドが右側のサイドのコートにいるかを印をつけて確認しておく、と、間違いを防ぐことができる。
- ③ 使用されるあらゆる得点表示装置が正常かどうかを確認する。
- ④ 線審やコーチのすわる椅子の位置が正しいかどうか確認する。

第3項 マッチを開始するために

- 〔1〕 主審は、次のように、適切な審判用語を用いマッチの開始を告げる。そして、右サイド、左サイドを指しながら適切に紹介をする。

・W、X、Y、Zはプレーヤー名、A、B、C、Dは所属名（チーム名、都道府県名を指す。

シングルスのはときは

個人戦トーナメント

「レイディーズ アンド ジェントルメン」

「オンマイライト Xさん A (所属名：チーム名、都道府県名)」 「アンド」

「オンマイレフト Yさん B (所属名：チーム名、都道府県名)」

「Xさん トゥサーブ ラブオール プレー」

団体戦トーナメント

「レイディーズ アンド ジェントルメン」

「オンマイライト A (所属名：チーム名、都道府県名) リブリゼンティッド バイ Xさん」 「アンド」

「オンマイレフト B (所属名：チーム名、都道府県名) リブリゼン

ティッド バイ Yさん」

「A（所属名：チーム名、都道府県名）トゥサーブ ラブオール プレー」

ダブルスのときは 個

人戦トーナメント

「レイディーズ アンド ジェントルメン」

「オンマイライト WさんA（所属名：チーム名、都道府県名）」 「アンド」

「XさんB（所属名：チーム名、都道府県名）」 「アンド」

「オンマイレフト YさんC（所属名：チーム名、都道府県名）」 「アンド」

「ZさんD（所属名：チーム名、都道府県名）」

「Xさん トゥサーブ トゥ Yさん ラブオール プレー」

（ダブルスの場合、パートナー同士が同じ所属（チーム、都道府県）の場合、所属名（チーム名、都道府県名）はダブルスペア 2 人の名前の後に一度だけアナウンスすればよい。例 Wさん、アンド Xさん A（所属名：チーム名、都道府県名）

団体戦トーナメント

「レイディーズ アンド ジェントルメン」

「オンマイライト A（所属名：チーム名、都道府県名） リプリゼンティッド バイ Wさん、アンド Xさん」

「アンド」 「オンマイレフト B（所属名：チーム名、都道府県名） リプリゼンティッド バイ Yさん、アンド Zさん」

「A（所属名：チーム名、都道府県名）トゥサーブ Xさん トゥ Yさん ラブオール プレー」

（ダブルスの場合、パートナー同士が同じ所属（チーム、都道府県）の場合、所属名（チーム名、都道府県名）はダブルスペア 2 人の名前の後に一度だけアナウンスすればよい。例 Wさん、アンド Xさん A（所属名：チーム名、都道府県名）

〔2〕「プレー」（この場合、ラブオール プレー）のコールがマッチの始まりを表す。

〔3〕「プレー」（この場合、ラブオール プレー）のコールの直前にタッチ

パネルの“Play”ボタンを押すものとする。スコアシートが使用されている場合は「プレー」のコールの直前にマッチ開始時間を所定の欄に書くこと。

第4項 マッチ中

主審は

- 〔1〕 1-2. 審判用語に定められた審判用語を使用する。
- 〔2〕 スコアを記録し、コールする。そして、常にサーバーのスコアを先にコールする。

インスタントレビューシステム（IRS）が使用されている場合は、次のスコアのコールをする前にプレーヤーがチャレンジを要求しているかどうか確認すること。
- 〔3〕 サービスの時、サービスジャッジが任命されているときは、レシーバーを特に注目する。場合によっては、主審もサービスフォルトをコールしてもよい。
- 〔4〕 主審用スコアリング表示装置（PAシステム）、が使用されている場合は、同表示装置の状態を把握し、不具合がある場合はレフェリーを呼ぶ。
- 〔5〕 レフェリーをコートに呼ぶ必要が生じた場合は、右手を頭上にあげる。
- 〔6〕 どちらかのサイドがラリーに負けて、それによりサービスを続ける権利を失った場合（競技規則第10条第3項〔2〕、第11条第3項〔2〕参照）、「サービスオーバー」とコールし、続いて新しいサービングサイドのスコアを先にコールする。

*（例）「サービスオーバー、8（エイト）-6（シックス）」

なお、同点の場合には、「6（スコア）、オール」と、コールする。

（例）「サービスオーバー、12（トゥウェルブ）オール」

- 〔7〕 「プレー」は、次の場合に主審によってコールされる。
- ① マッチやゲームの開始を指示したり、インターバルの後やエンドを変えた後、マッチを再開するよう指示するとき。またインスタントレビューシステム（IRS）のチャレンジ対応後やプレーの中断後、マッチを再開するとき。
- ② 主審がプレーヤーにプレーを再開するよう指示するとき。

〔8〕「フォルト」はフォルトが生じたときに主審によってコールされる。ただし、次の場合を除く。

- ①競技規則第9条第1項に基づくサービスフォルトはサービスジャッジによってコールされる。(競技規則第13条第1項) 主審は「サービスフォルト コールド」とコールし、その後適切な審判用語を用い、サービスフォルトの種類を説明しなければならない。(1-2. 審判用語)
- ②サービス中のフォルトは主審によってもコールされる。主審は適切な審判用語を用い、サービスフォルト、レシーバーフォルトの種類を告げ、コールしなければならない。(1-2. 審判用語)
- ③競技規則第13条第2項〔1〕②(フォルトのコールの要らない明らかなもの)や第13条第3項〔1〕(線審のコールと合図で十分である)そして第13条第3項〔2〕、〔3〕、〔4〕、〔5〕に基づいて生じた「フォルト」など。ただし、プレーヤーや観客にはっきりとさせる必要がある場合のみコールされる。

〔9〕各ゲーム中、どちらかのサイドが11点目を得点したラリーの後(競技規則 付録3に定める別のスコアリングシステムが採用されている場合は、インターバルが許可される適切なスコアに達したときのラリーの後)、主審はスコアをコールし、その後直ちに「インターバル」とコールする。または、場合によっては「サービスオーバー」とコールし、その後スコア、「インターバル」とコールする。

〔10〕競技規則第16条第2項〔1〕のインターバルは、観客の拍手喝采にかかわらず、ラリーが終了した時点、またはインスタントレビューシステム(IRS)使用の場合の「チャレンジ」に関する判定が出た時点から計時される。

〔11〕競技規則第16条第2項〔1〕の各インターバル(どちらかのサイドが11点になった時のインターバル)の始まりに、必要に応じて主審はコート係または線審にコートを拭くよう(モッピング)指示する。

〔12〕ゲーム中のインターバル(どちらかのサイドが11点になった時のインターバル)では、40秒を経過したら、主審は次のようにコールする。

「○コート(複数のコートで競技を行う会場では、コート番号) 20秒」

とコールし、そのコールを繰り返す。

〔13〕 競技規則第16条第2項〔1〕の各インターバル（どちらかのサイドが11点になった時のインターバル）では、どちらのサイドも認められたコートであれば2人までコートに入ってきてよい。そして、主審が「20秒」とコールしたらコートから離れなければならない。

〔14〕 インターバル後、ゲームを再開するには再度スコアをコールし、続いて「プレー」とコールする。（ただし、インターバル中に不品行な振舞いによって「フォルト」がコールされた場合を除く）

〔15〕 もし両方のサイドが競技規則第16条第2項（どちらかのサイドが11点になった時のインターバル、ゲーム間のインターバル）に基づくインターバルを要求しない場合は、それらのインターバルなしでマッチやゲームにおけるプレーは継続するものとする。ただし、レフェリーによりインターバルが必須と決定した場合は除くものとする。

第5項 延長ゲーム

〔1〕 どちらかのサイドが20点になったときは、それぞれのゲームでの最初の機会に「ゲームポイント」、または「マッチポイント」と適切にコールする。

〔2〕 どちらかのサイド、または両方のサイドが29点になったときは、それぞれのゲームで「ゲームポイント」または「マッチポイント」と適切にコールする。

〔3〕 上記〔1〕、〔2〕の「ゲームポイント」、または「マッチポイント」のコールは、いつもサービングサイドのスコアの直後にコールし、次にレシービングサイドのスコアをコールする。

＊（例）「20（トゥウエンティ）ゲームポイント11（イレブン）」

＊（例）「20（トゥウエンティ）オール」

＊（例）「29（トゥウエンティ ナイン）ゲームポイントオール」

第6項 各ゲームの終わりには

〔1〕 それぞれのゲームの終わりには、拍手喝采にかかわらず最後のラリーが終了したらいつでもすぐに「ゲーム」とコールする。ただし、インストールレビューシステム（IRS）が使用されているマッチでチャレンジが要

求された場合や主審が線審の判定を変更した場合を除く（インスタントレビューシステム（IRS）が使用されている場合は本条8項のインスタントレビューシステム（IRS）の判定に基づき、本条第8項〔5〕、〔7〕①、〔8〕①、〔9〕③に定められたコールをする）。これは競技規則第16条第2項〔2〕に基づいて認められたインターバルの始まりとなる。

〔2〕 第1ゲームが終わった後には、「ファーストゲームワンバイ〔プレーヤー名または所属名：チーム名、都道府県名（団体戦の場合）〕」「スコア」とコールする。

〔3〕 第2ゲームが終わった後には、「セカンドゲームワンバイ〔プレーヤー名または所属名：チーム名、都道府県名（団体戦の場合）〕」「スコア」；「ワンゲームオール」とコールする。

〔4〕 各ゲームの終わりには必要に応じてコート係または線審にコートを拭くように指示する。また、主審が「ゲーム」とコールしその後、必要なすべてのアナウンスを終えた後、サービスジャッジが任命されているとき、インターバルボードが用意されている場合は、それをネット中央下に置くよう指示する。（本規程7条第9項）

〔5〕 マッチが終わったとき、プレーヤーが主審、サービスジャッジと握手した後、「マッチ ワンバイ〔プレーヤー名または所属名：チーム名、都道府県名（団体戦の場合）〕」「全スコア」とコールする。

＊マッチ終了の際のスコアのコールは、マッチに勝った方のスコアを先にすべてのゲームのスコアをコールする。

＊（例）個人戦の場合は「マッチ ワンバイ、Xさん（勝者名）、21-10、21-23、21-9」、団体戦の場合は「マッチワンバイ、A（所属名：チーム名、都道府県名）、18-21、21-8、21-15」

〔6〕 各ゲーム間のインターバルでは、100秒経過したら「oコート（複数のコートで競技を行う会場では、コート番号）20秒」とコールし、そのコールを繰り返す。

〔7〕 各ゲーム間のインターバル〔競技規則第16条第2項〔2〕〕では、プレーヤーがエンドを替えた後どちらのサイドも認められたコーチであれば2人までコートに入ってきてよい。そして、主審が「20秒」とコール

したらコーチはコートを離れなければならない。

＊この際には、プレーヤーがコートに入っているようにするのが望ましい。

- 〔8〕 第2ゲームを開始するときは、「セカンドゲーム ラブオール プレー」とコールする。(ただし、インターバル中に不品行な振舞いによって「フォルト」がコールされた場合を除く)
- 〔9〕 第3ゲームがある場合は、開始時に、「ファイナルゲーム ラブオール プレー」とコールする。(ただし、インターバル中に不品行な振舞いによって「フォルト」がコールされた場合を除く)
- 〔10〕 第3ゲーム、あるいは1ゲームマッチでは、どちらかのサイドが11点目を得点したラリーの後(競技規則 付録3に定める別のスコアリングシステムが採用されている場合は、インターバルが許可される適切なスコアに達したときのラリーの後)、スコア、続いて「インターバル」、「チェンジ エンズ」とコールする。場合によっては「サービスオーバー」とコールし、次にスコア、続いて「インターバル」、「チェンジ エンズ」とコールする。
- 〔11〕 このインターバルでは、プレーヤーがエンドを替えた後、どちらのサイドも認められたコーチであれば2人までコートに入ってきてよい。そして、主審が「20秒」とコールしたらコーチはコートを離れなければならない。
- 〔12〕 このインターバル後、ゲームを再開するには再度スコアをコールし続いて「プレー」とコールする。

第7項 マッチ終了後

- 〔1〕 マッチ終了後、もしスコアシートが使用されている場合、スコアシートにマッチ終了時間とマッチ時間、そして使用シャトルの数を記入する。
- 〔2〕 もしマッチ中に不測の事態があった場合には、プリントアウトされたスコアシートもしくはスコア等が記入済みのスコアシートにその詳細と必要関連事項を記入し、レフェリーに報告する。マッチ後、レフェリーに報告する必要のない不測の事態としては、着衣の軽微な違反(主審の指示に従いプレーヤーやコーチが着替えた場合)、棄権にならなかった軽

微なケガ、コートまたはその周辺の設備の不具合などによる一時的な中断などがある。

第8項 ラインの判定

〔1〕主審は、シャトルがライン近くに落ちた時は常に線審を注目しなければならない。また、ラインからどんなに遠く離れて落ちた場合でも同様である。線審は本条第8項〔2〕、〔3〕、〔4〕の場合を除き、判定の全責任がある。

〔2〕もし、主審の判断で、線審が明らかに間違った判定をした場合、主審は次のコールをする。

①シャトルが「イン」の時は「コレクション、イン」

②シャトルが「アウト」の時は「コレクション、アウト」

〔3〕線審が任命されていない時や、線審が判定できなかった場合は、主審は、すぐに次のコールをする。

①シャトルがコートの外に落ちた時は「アウト」とコールし、次に（必要ならば「サービスオーバー」とコールし）スコアをコールする。

②シャトルがコート内に落ちた時は、（場合によっては「サービスオーバー」とコールし）スコアをコールする。

③主審が判定できなかったときは「レット」とコールし、次にスコアをコールするが、インスタントレビューシステム（IRS）が使用されているコートでは、主審は「アンサイティド（見えませんでした）」とコールし、それと同時に主審の頭上に左手をあげインスタントレビューシステム（IRS）を使つての判定を要求する。

1) インスタントレビューシステム（IRS）の判定にしたがい、主審は「イン」または「アウト」とコールし、場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いてスコアをコールし、「プレー」をコールする。

2) もし、インスタントレビューシステム（IRS）の判定が「ノーディクション（判定不可能）」であった場合、主審は「レット」とコールし、続いてスコアをコールし、「プレー」をコールする。

3) もし、ラインジャッジがいない場合もしくは、ラインジャッジがア

ンサイトッドでインスタントレビューシステム（IRS）の判定によってゲームが終了する場合、主審は「イン」もしくは「アウト」をコールした後「ゲーム」とコールし、本条第6項〔2〕、〔3〕、〔5〕に指示された用語を用いてコールする。

- 〔4〕 インスタントレビューシステム（IRS）が使用されているコートで、線審の判定（本規程第8条第3項、第4項）または主審によるラインの判定〔本項〔2〕、〔3〕〕やオーバールールの判定に対してプレーヤーがチャレンジ（競技規則第17条第5項〔2〕、競技規則 付録5）を要求した場合は、主審はプレーヤーがチャレンジできる正当な権利を保持していることを確認しなければならない。プレーヤーは主審に対して、はっきりと「チャレンジ」と言葉で伝え、そして手を挙げはっきりと合図しなければならない。このようなチャレンジは、主審または線審がコールをし



た後すぐになされなければならない。もし、線審が最初のコールを変えたり、主審が線審の判定をオーバールールしたりした時、主審はプレーヤーがその判定にチャレンジできることを確認し、その意思があればチャレンジを認めなければならない。

- 〔5〕 もし、個人戦でプレーヤーがチャレンジを要求してきた場合、主審は次のようにコールする。「(チャレンジするプレーヤー名) チャレンジーズ」、「コールド イン／アウト」そして同時に左手を頭上に挙げる。この主審のコールは、シングルス、ダブルスの別を問わず行うものとする。

もし、団体戦でプレーヤーがチャレンジを要求してきた場合、主審は次のようにコールする。〔「チャレンジするチーム名」チャレンジーズコールド イン／アウト」そして同時に左手を頭上に挙げる。

- 〔6〕 インスタントレビューシステム（IRS）により、チャレンジされた判定が再審議され、その結果として「イン」、「アウト」、「ノーディシジョン（判定不可能）」のいずれかの判定が主審に示される。

〔7〕もし、チャレンジが成功した場合、主審は次のようにコールする。「コレクションイン」または、「コレクションアウト」と適切にコールし、その後場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いてスコアをコールし、「プレー」をコールする。

- ①もし、チャレンジが成功し、それによってゲームが終了する場合、主審は次のようにコールする。「コレクションイン」または、「コレクションアウト」と適切にコールし、その後「ゲーム」とコールする。その後、本条第6項〔2〕、〔3〕、〔5〕に定められたコールを適切に行う。

〔8〕もし、チャレンジが失敗した場合、主審は次のようにコールする。「チャレンジアンサクセスフル」、「ワンチャレンジリメイニング」または、「ノーチャレンジズリメイニング」と適切にコールし、その後、場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いてスコアをコールし、「プレー」をコールする。

- ①もし、チャレンジが失敗し、それによってゲームが終了する場合、主審は次のようにコールする。「チャレンジアンサクセスフル」、とコールし、その後「ゲーム」とコールする。その後、本条第6項〔2〕、〔3〕、〔5〕に定められたコールを適切に行う。

〔9〕インスタントレビューシステム（IRS）の判定が「ノーディシジョン（判定不可能）」の場合、主審は、次のようにコールする。

- ①チャレンジされた判定が「アンサイティド（見えませんでした）」の場合のみ、「レット」とコールする。
- ②チャレンジされた判定（元の判定）が有効となった場合
場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いてスコアをコールし、「プレー」をコールする。
- ③チャレンジされた判定（元の判定）が有効となり、それによってゲームが終了する場合、「ゲーム」とコールする。その後、本条第6項〔2〕、〔3〕、〔5〕に定められたコールを適切に行う。

〔10〕インスタントレビューシステム（IRS）による判定（例えば判定の映像や表示）が矛盾していたり、明らかに間違っている場合、主審は、次の

ラリーの開始前にレフェリーを呼ぶ。レフェリーは、主審にプレーの再開の方法を指示する。

第9項 マッチ中の主審が処理すべき特別な状況

〔1〕主審は、次のことに特に注意を払い、規程に従い適切に処理する。

- ①プレーヤーがラケットを相手コートに投げ込んだり、またはネットの下から滑り込み、それによって相手を明らかに妨害したり、あるいは相手の注意を明らかにそらしたりした場合、それぞれ競技規則第13条4項〔2〕、〔3〕によって「フォルト」とする。
- ②シャトルが近隣のコートから侵入してきても自動的に「レット」とみなさないものとする。もし、侵入してきたシャトルがプレーヤーの邪魔になったり、注意をそらしたりしないと主審が判断した場合は「レット」をコールしない。
- ③プレーヤーがシャトルを打つ寸前のパートナーに対して声をかけるのは、必ずしも意図的に相手の注意をそらすものとみなされない。
- ④プレーヤーがシャトルを打とうとしているとき、または相手がシャトルを打ち返した後に、「フォルト」などというのは意図的に相手の注意をそらしているものとみなす。(競技規則第13条第4項〔5〕)
- ⑤プレーヤーが言葉やジェスチャーでサービスジャッジまたは線審に影響を与えたり、または脅迫しようとしている場合、主審はプレーヤーに対して、そのような行為は決して容認できるものではないことを留意させなければならない。必要ならば競技規則第16条第7項を適用する。
- ⑥プレーヤーが汗をかき、その汗を払い、散らしたりした場合、またはそれ以外の行為でコートやその周辺を汚している場合、主審はプレーヤーに対して、そのような行為は決して容認できるものではないことを留意させなければならない。必要ならば競技規則第16条第7項にそって適切に対処する。
- ⑦ラリー後、プレーヤーが過度に、喜びを表現したり、また、その行為が相手に対して無礼で、侮辱的（例えば、過度に、握った拳を挙げる、また、相手の方に向かって叫ぶ、興奮してシャツを脱ぐ）なものであつ

た場合、主審はプレーヤーに対して、そのようなスポーツマンシップに反する、無礼な行為（競技規則第16条第6項〔3〕〔4〕）は決して容認できるものではないことを留意させなければならない。もし、必要なら競技規則第16条第7項を適用する。

第10項 プレーヤーがコートを離れることとプレーの継続に関して

〔1〕 主審は、競技規則第16条第2項に規定されているインターバル中を除いて、プレーヤーが主審の許可なくコートを離れないように留意する。

（競技規則第16条第5項〔2〕）または、プレーヤーが万一コートを離れようとしていた時は、それによってプレーの遅延にならないよう留意するものとする。しかし、ラリーが続いている間に、コートサイドのラケットと交換することは認められている。

〔2〕 どちらのサイドも、コートを離れる場合は主審の許可が必要なことを留意しておかなければならない。（競技規則第16条第5項〔2〕）もし必要なら、競技規則第16条第7項を適用する。

〔3〕 サーバーが所定の位置につき準備ができた後、レシーバーは次のサーブを受ける準備に不当に時間をかけてはならない。

〔4〕 マッチ中、もし、プレーが不当に中断しない範囲で、かつ第5条第10項〔3〕に定める条件を満たしている場合、主審の判断によりプレーヤーは、ラリーの合間に次のことが許可される。

①クイックタオル（素早い汗拭き）のみ

②汗拭きと給水

〔5〕 コートにモップ掛けが必要なとき、プレーヤーはコート係にモップ掛けが必要な場所を示す。プレーヤーはモップ掛けが終了する前にコートに入らなければならない。

〔6〕 主審は、プレーヤーが故意にプレーを遅らせないようにしなければならない。（競技規則 第16条第4項および本規程 第5条第10項〔3〕～〔6〕）また、ラリーごとにコート内を不必要に歩き回ったり、コート上で交換したラケットを試打したりすることのないように留意しなければならない。

〔7〕 主審は、公認審判員規程 第5条第10項〔3〕から〔8〕に違反したブ

レーヤーに対し、プレーは継続しなければならないことを注意喚起し、必要であれば競技規則 第16条第7項を適用する。

第11項 プレーの遅延と中断

- 〔1〕 マッチ中、コートまたはその周辺設備の修理、修復が必要になった場合、または一時的にマッチ続行不可能な状況になった場合、主審はレフェリーをコートに呼ぶものとし（またはレフェリー自身がコートに入ってくることもある）、マッチができる状態になるまでプレーが中断されなければならない。
- 〔2〕 プレーを中断しなければならないとき、主審は「プレー イズ サスペンディッド」とコールし、そしてタッチパネルに“S”を入力する。または、スコアシートの所定の位置に“S”を記入する。
- 〔3〕 中断の後、プレーを再開するときは、主審は中断に要した時間を記録し、そして両サイドのプレーヤーが正しいエンド、サービスコートにいるかどうかを確かめて、「アー ユー レディ」、「スコア」、「プレー」とコールする。

第12項 コートの外からのアドバイス

- 〔1〕 シャトルがインプレーのとき、または両サイドのプレーヤーの次のサービスの態勢が整ってから、コートの外からのいかなるアドバイスも許されない。
- 〔2〕 コーチは、許可されたインターバル（競技規則第16条第2項）の間を除き、マッチ中、指定された席に着席するものとし、コートのそばに立ってはいけけない。もし、コーチがほかのコートに移動したければ、必ずシャトルがインプレーでない時にすること。
- 〔3〕 コーチは、レフェリーの許可なく、指定された場所から椅子を動かして移動することは許されない。また、主審はコーチが椅子を移動することにより、線審の判定に影響が出たり、また広告ボードが（観客等から）見えにくくならないように特に留意する。
- 〔4〕 コーチが、プレーヤーの注意をそらしたり、プレーを混乱させるようなことがあってはならない。
- 〔5〕 コートサイドで、コーチはマッチ中、相手側のプレーヤー、コーチ、

チーム役員、または担当の審判員と、どのような方法でも連絡（情報交換）を取り合ってはいけない。

〔6〕コートサイドで、コーチはマッチ中、電子通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等）を使用してはならない。

〔7〕もし主審が、コーチにより、プレーが混乱させられたり、相手サイドのプレーヤーの注意がそらされたりしていると判断した場合は、「レット」をコールする。〔競技規則第14条第2項〔5〕〕そして、そのようなことが再び起こったならば、すぐにレフェリーを呼ぶ。

〔8〕コーチは、コートサイドでマッチにふさわしい服装で臨むこと。例えば、チームユニフォーム、シャツ、ポロシャツ、ブラウス、長ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチサンダル、バミュダ、ショーツ、スリッパ、サンダルは禁止とする。その適否判断は大会レフェリーに委ねるものとする。

〔9〕この第12項でいうコーチとは、監督・コーチ、その他大会参加者（チームのその他のプレーヤー）など、マッチ中に、コート競技区域内にあるコーチ席に座る可能性のある者を指す。

第13項 シャトルの交換

〔1〕マッチ中のシャトルの交換は不公平であってはならない。主審がシャトルの交換が必要かどうかを決定する。

〔2〕スピードまたは羽根の部分が故意に変えられたシャトルは使用してはならず、速やかに交換されなければならない。必要あれば競技規則第16条第7項を適用する。

〔3〕レフェリーは、使用シャトルのスピードを決めることについての唯一の決定者である。もし、両サイドがシャトルのスピードの変更を望んだ場合は、直ちにレフェリーを呼ぶ。

第14項 マッチ中のケガまたは病気

〔1〕マッチ中のケガまたは病気には慎重かつ適切に処置しなければならない。主審はこの問題についてできる限り早く決断するよう努めなければならない。もし、必要ならばレフェリーを呼ぶ。レフェリーは、医療役員やその他の人をコートに呼ぶ必要があるかどうかの判断を下す。（本規

程第3条第6項) 医療役員は、プレーヤーを診察し、プレーヤーにケガや病気の状態を知らせる。プレーの遅延を不当に引き起こす如何なる医療処置も認めてはいけない。

- 〔2〕 もし、出血がある場合は、出血が止まるまで、あるいは傷が適切に保護されるまで、そのゲームの再開を遅らせる。または、それ以外の場合にレフェリーが、主審にゲームの再開を遅らせるよう指示することがある。
- 〔3〕 もし、プレーヤーが主審に、ケガや病気のために棄権の意思表示をしてきたときは、主審は、「アーユー リタイアリング (棄権しますか)」とプレーヤーに尋ねる。もし、棄権の意思が確認できれば、主審は適切な審判用語(「プレーヤー名または所属名」「リタイアド (棄権)」、「マッチ・ワンバイ」、「プレーヤー名または所属名」、「スコア」)を用いコールする。(1-2. 審判用語)

- ① もし、主審がプレーヤーのケガや病気の訴えが、正当な主張であるかどうかの確信がなければ、レフェリーをコートに呼ぶ。

第15項 電子通信機器 (携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等)

- 〔1〕 マッチ中のコートまたはコート周辺でプレーヤーの電子通信機器 (携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等) が鳴った時又は、プレーヤーがコート上でこれらの電子通信機器を使用した場合、競技規則第16条第6項〔4〕の違反とみなされ、競技規則第16条第7項が適用される。

第16項 不品行な振舞い

- 〔1〕 主審は、プレーヤーのコート上での振舞いが常にスポーツマンシップに則った立派なものになっていることに注意を払わなければならない。違反と判断した場合は競技規則第16条第6項〔4〕が適用される。
- 〔2〕 主審は、すべての不品行な振舞いの内容とその処置を記録し、レフェリーに報告する。
- 〔3〕 競技規則第16条第2項、第4項〔1〕、5項〔2〕、6項の違反に対して処置をとらなくてはならないときには、違反したサイドに警告(競技規則第16条第7項〔1〕①)を与え、違反したサイドのプレーヤーに「カム ヒヤ (こちらに来てください)」と言って呼び寄せ、「(プレーヤー名)

ウォーニング フォー ミスコンダクト（警告）」とコールし、標準の審判用語（1-2. 審判用語）」を用いて違反の種類を説明する。それと同時に右手にイエローカードを持ち、それを主審の頭上に挙げる。

①主審は違反の種類を標準の審判用語（1-2. 審判用語）」を用いて説明しなければならない。

〔4〕競技規則第16条第7項〔1〕②、③の違反に対しては、主審は違反したサイドをフォルトにし、その違反したサイドのプレーヤーに「カム ヒヤ（こちらに来てください）」と言って呼び寄せ、「プレーヤー名、フォルト フォー ミスコンダクト（フォルト）」とコールし、標準の審判用語（1-2. 審判用語）」を用いて違反の種類を説明する。それと同時に右手にレッドカードを持ち、それを主審の頭上に挙げる。そして、主審は直ちにレフェリーをコートに呼び、違反について報告する。

①主審は、違反の種類を標準の審判用語（1-2. 審判用語）」を用いて説明しなければならない。



〔5〕レフェリーがその違反したサイドの失格を決めた場合には、主審にレフェリーからブラックカードが渡される。主審は違反したサイドに「カム ヒヤ（こちらに来てください）」と言って呼び寄せ、「プレーヤー名、ディスクオリファイド



*対象プレーヤーをしっかりと審判台まで呼んで注意をする。

フォー ミス コンダク

ト（失格）」とコールし、標準の審判用語（1-2. 審判用語）」を用いて違反の

種類を説明する。それと同時に右手にブラックカードを持ち、それを主審の頭上に挙げる。

①主審は、違反の種類を標準の審判用語（1-2. 審判用語）を用いて説明しなければならない。

②プレーヤーが失格になった時、主審は次のようにコールする。「マッチワン バイ W（プレーヤー名シングルス）またはW、アンドX（プレーヤー名ダブルス）、または所属名：チーム名、都道府県名（団体戦の場合）」そしてスコアをコールする。

〔6〕 インターバル中の「不品行な振舞い」（競技規則第16条第2項）はゲーム中のそれと同様に処理される。これは、「不品行な振舞い」が起きたらすぐ、本項〔3〕〔5〕のいずれかの適切なコールをする。

〔7〕 インターバル中の競技規則第16条第7項〔1〕①の違反により、プレーヤーが警告を受けた場合、インターバル後のプレーの始めに次のコールをする。

①「11-（スコア）」、「プレー」（11点のインターバルの後）

②「セカンド／ファイナルゲーム、ラブオール プレー」（ゲーム間のインターバルの後）

〔8〕 インターバル中の競技規則第16条第7項〔1〕②、③の違反により、プレーヤーがフォルトを宣告された場合、インターバル後すぐに次のコールをする。

①「11-（スコア）」、「プレーヤー名、フォルティッド」、場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いて新しいスコア、そして「プレー」とコールする（11点のインターバルの後）

②「セカンド／ファイナルゲーム、ラブオール」、「プレーヤー名、フォルティッド」場合によっては「サービスオーバー」とコールし、続いて新しいスコア、そして「プレー」とコールする（ゲーム間のインターバルの後）

〔9〕 もし、インターバル中にプレーヤーがレフェリーにより、失格を宣告された場合、インターバルの終了を待たずに、すぐに次のようにコールする。「プレーヤー名、ディスクオリファイドフォーミスコンダクト」

とコールし、その後、本項〔5〕①、②に従って対処する。

〔10〕 マッチ前、競技場内でプレーヤーが不品行な振舞いを行った場合、主審は、本項〔3〕～〔5〕に従って適切に処置するものとする。しかし、この件に関する主審の処置は、マッチのスコアに何の影響を与えるものではない。しかし、警告（イエローカード）、フォルト（レッドカード）をコールした場合は、マッチ開始後の違反に影響を与える場合があることを留意しておくこと。

〔11〕 マッチ後、競技区域内でプレーヤーが不品行な振舞いを行った場合、本項〔3〕～〔5〕に従って適切に処置し、すぐにレフェリーに報告しなければならない。

第6条 主審への一般的助言

この条項は主審がマッチコントロールする上での一般的な助言を示すものである。

第1項 バドミントン競技規則、大会運営規程、公認審判員規程に精通すること。また最新の改訂事項についても十分に把握しておくこと。

第2項 コールは迅速にかつ威厳をもってするが、間違ったときはそれを認め、謝り、訂正をする。

第3項 サービスジャッジが、主審に対して迅速かつ確信をもってアドバイスをしてきたとき、主審は判定を変えてもよい。（例えば、チャレンジを要求してきた時の対応の間違い、主審が判定できない線審の判定、スコアの間違い等である）

***主審が明らかに間違っているときなど、訂正を促す。**

第4項 問題が発生した時、主審が自身で対処することが出来ない時は、レフェリーをコートに呼ぶこと。

第5項 サービスジャッジが、重要なことを伝えたら、主審はよく耳を傾けること。2人で審判チームを構成していることに留意する。

第6項 すべてのアナウンスとスコアのコールは、プレーヤーにも観客にもはっきりと聞こえるように明瞭かつ大きな声でされなければならない。

第7項 ダブルスの名前のアナウンスにおいて、パートナーの名前の間に「ア

ンド (and) 」をいれてコールをすること。

第 8 項 競技規則に違反していたかどうかわからなかった場合は「フォルト」をコールすべきでなく、そのままゲームを続行させる。

第 9 項 決して観客に聞いたり、その言動に影響を受けたりしてはならない。

第10項 他の審判員の立場を尊重し、士気の高揚につとめる。(例えば、常にサービスジャッジとアイコンタクトを取り続けたり、線審の判定を尊重するなどして、サービスジャッジや線審との信頼関係を確立する)

第11項 主審としてふさわしい服装で臨むこと。

第12項 主審としてふさわしい態度や行動をとること。



*コートマット整備は大変重要な仕事です。



*インターバル中も主審は気を抜けません。

第 7 条 サービスジャッジへの助言

第 1 項 サービスジャッジは、ポスト近くで低い椅子に腰を掛ける。主審の反対側が望ましい。

第 2 項 サービスジャッジは、サーバーが正しいサービス（競技規則第 9 条 1 項〔2〕〔8〕）をするか否かの判定に責任を持つ、正しくなければ「フォルト」と大きな声でコールし、指定の合図でフォルトの種類を示す。

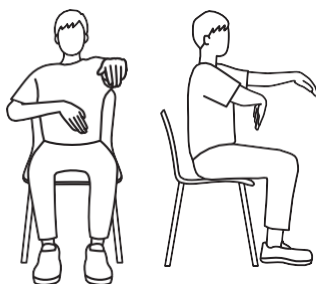
*サービスジャッジは、サービス時には、サーバーのみに注目し、判定は即座にすることが必要である。

第 3 項 主審は、特定のサービスフォルトについて、標準の審判用語（競技規則付録 4）を用いて説明すること。

第 4 項 サービスフォルトの違反の種類を示す指定の合図は次の図のとおり。

〔1〕 競技規則第9条第1項、〔2〕の違反

サーバーのラケットヘッドの後方への動きが完了した後、サービスの開始が遅れた場合は（競技規則第9条2項）、不当な遅延とみなされる。



〔2〕 競技規則第9条第1項、〔3〕〔4〕の違反

サーバー及びレシーバーが、斜めに向かい合ったサービスコート内に立っていなかったり、サービスコートの境界線に触れていたり、または、両足の一部分がサービスがなされるまで、その位置でコート面に接していなかったとき。



〔3〕 競技規則第9条第1項〔5〕の違反

サーバーのラケットで最初にシャトルの台を打っていないかったとき。

※サーバーがスピン（回転）を加えてシャトルを放したとき

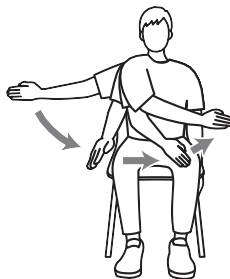


〔4〕 競技規則第9条第1項〔6〕の違反

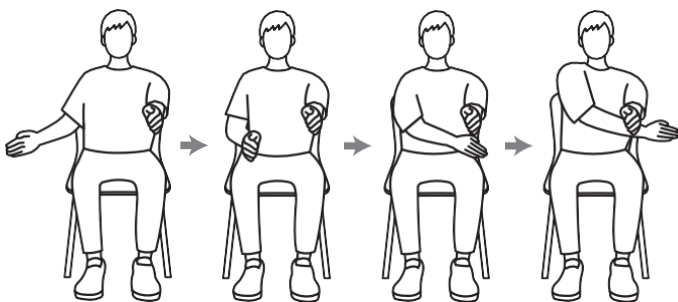
サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。



- 〔5〕 競技規則第9条第1項〔7〕の違反
ラケットの前方への動きを中断し
たとき。



- 〔6〕 競技規則第9条第1項〔8〕の違反
サーバーがサービスをしようとしてシャトルを打ちそこなったとき。



- 〔7〕 代替法を採用する場合

- ① サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーのウエストより下でなかったとき。

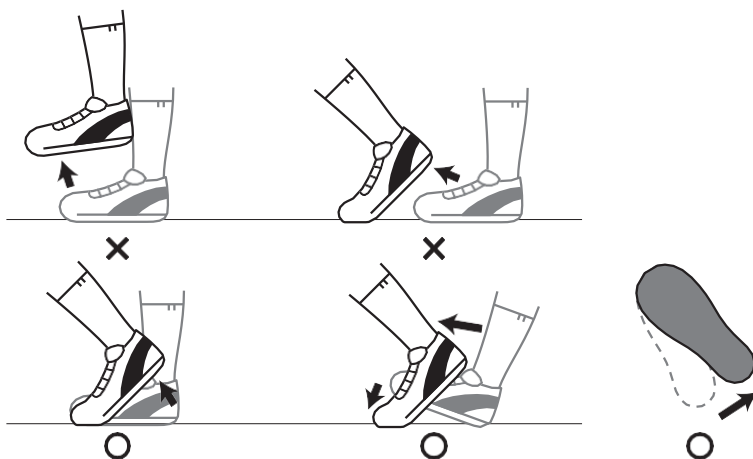


- ② サーバーの持つラケットヘッド及びシャフトがシャトルを打つ瞬間に下向きでなかったとき。



＊主なサービスのフォルト（競技規則第9条第1項〔2〕から〔8〕）の種類

①フット（競技規則第9条第1項〔3〕〔4〕）



フット（第9条第1項〔3〕）

サービス時においてサーバーおよびレシーバーがサービスコートの境界線に触れて立ったり、レシーバーの両足の一部分がサービスが終了するまでその位置でコート面に接していないとき。

＊レシーバーが動いてしまうことについては、主審が判定する。

②トゥハイ（競技規則第9条第1項〔6〕）シャトルを打つ瞬間に、シャトル全体がコート面から1.15m以下でないとき。

③コンティニューアスモーション（競技規則第9条第1項〔7〕）サーバーのラケットが、前方への動きを継続しなかったとき。

第5項 サービスジャッジが任命されている場合、主審の指示の下、サービスジャッジがシャトルの交換を行うものとする。プレーの遅延を防ぐために、マッチ中常に十分な数のシャトルが用意されているかを事前に確認しておかなければならない。

第6項 主審は、サービスジャッジと協議して、他の任務を依頼することができる。例えば、ポストがダブルスのサイドライン上にあるか、サービス高測定器が所定の位置にあり、高さの調整ができていないか、ネットの高さ

の確認などである。また、線審が任命されていない場合、プレーヤーに周知することを前提に、サービスジャッジに近いダブルスのサイドラインの判定をまかせることができる。

第7項 インスタントレビューシステム（IRS）が使用されている場合、サービスジャッジは主審が認めたプレーヤーからのチャレンジが正当なものかどうかをチェックする。もし、正当なチャレンジではないと判断した場合は、その旨を主審に助言することができる。ただし、この主審への助言は次のラリーが始まる前になされなければならない。

第8項 サービスジャッジは、必要に応じて主審を補佐するものとする。サービスジャッジは主審の明らかな間違いに気づいたら、直ちに主審に間違いを伝えなければならない。

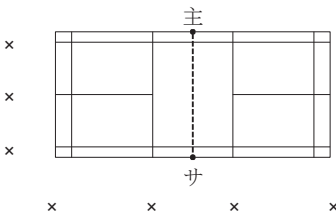
第9項 マッチが終わり、主審が「ゲーム」とコールしたらすぐに、サービスジャッジは立ち上がりプレーヤーと握手するようにしなければならない。

そして主審がマッチ結果をアナウンスしたら、サービスジャッジはコートを横切り審判台のところに行き、プレーヤーを集め、主審とともにコートを離れることが望ましい。

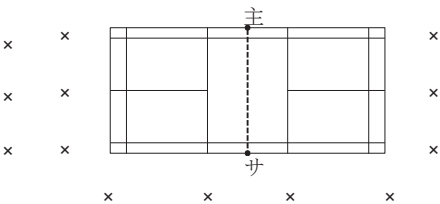
第8条 線審への助言

第1項 線審は、コート周辺（サイドライン、バックバウンダリーライン）で、出来れば主審の反対側に、それぞれの担当ラインを直接見通せる位置の椅子に座るものとする。ただし、レフェリーにより別の配置を指示された場合は除く。

〈線審10人の場合〉シングルス

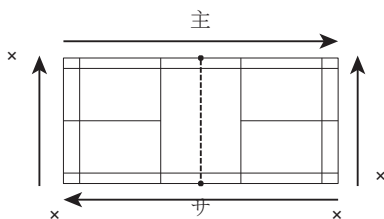


ダブルス

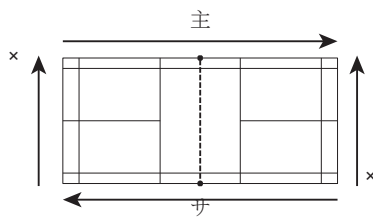


×は線審の位置

〈線審 4 人の場合〉ダブルス



〈線審 2 人の場合〉ダブルス



×は線審の位置

第 2 項 線審は、担当ラインについて全責任を持つ、ただし、もし線審が明らかに間違った判定をしたと主審が判断して、線審の判定を変更する場合を除く。(競技規則 第17条第5項〔1〕) 主審による線審の判定の変更、またはインスタントレビューシステム (IRS) でのチャレンジの結果による判定の変更は、線審の元の判定より優先されるものとする。

第 3 項 シャトルがコートの外に落ちた時は、線審は、どんなに遠くても、直ちにプレーヤーと観客によく聞こえるように、はっきりした大きな声で「アウト」とコールし、同時に主審がよくわかるように両腕を水平に広げて合図する。そしてすぐに主審を注視すること。

第 4 項 シャトルがコート内に落ちた時は、線審は、無言で、右手でそのラインを指す。そして、主審を注視すること。

***サイドラインとバックバウンダリーラインの両方のラインを判定する場合にも、シャトルがコート内に落ちた時、すなわち「イン」の時は、「イン」と言わず無言で右手をコート内下方に向け指せばよい。**

第 5 項 シャトルの落下点が見えなくて判定できなかった時は、線審は、両手で目を覆って主審に合図する。

第 6 項 シャトルがコート面に触れるまたは、プレーヤー以外のコートの外の物に触れたりするまでは、線審は、コールや合図をしてはならない。

第 7 項 線審は、常にコールや合図をすべきであるが、フォルトに関する主審の判定に先行するコールをしてはならない。(例えばシャトルがプレーヤーや着衣に当たったり、ラケットに当たったりした時など、いかにそれが明らかであっても、主審の判定に先行するコールをしてはならない)

*** 2 本のラインを担当する場合、シャトルが落下するであろうと思われる**

ラインの方向に、体を動かして、シャトルを見て判定をする。また、シャトルがコート面に着く時、最初にコート面に確実にシャトルが触れたところで判定する。体（目線）を低くして見て判定をする。

＊サイドラインを担当する線審は自分の判定するラインに合わせて、判定する位置（イスの位置）を変える。

＊線審は、自分の担当するラインの判定について全責任を持っている。また、実際に審判上のトラブルの中で一番多いのが、ラインの判定に関するものである。したがって、自分が線審になった場合は、是非集中して、判定をして欲しい。「線審なら座ってられるし、楽だから…」等と安易な気持ちで判定をするのではなく、責任を持って判定をする。

＊また、合図に関しては、「アウト」の場合には、両手を水平に大きく広げて、手の平を正面に向けて合図をする。この合図は、「主審、プレーヤー、観客がわかる」ということが大切である。両手の開き具合が「への字」になったり、「両手バンザイ」のようなだらしない格好にならないように注意する。また、開いた両手は、すぐに降ろさずに、主審が自分の合図を見たことがわかるまで、少しそのまま止めておく。そして、「アウト」の場合には必ず大きな声で「アウト」とコールする。

＊一方、「イン」の場合には、無言で右手で自分の担当ラインを指す。（2本のラインを担当する場合は、無言で右手をコート下方に指す）左手で合図をしたり、両手で合図をすることは、正しい合図ではない。当然のことではあるが、シャトルがコート面に触れるまでは、「アウト」「イン」の判定をしてはならない。それらの行為は、プレーヤーに指示を出していることと同様となる。特に、「アウト」の場合に多く見られる行為であることから注意が必要である。線審がプレーヤーにアウトの程度を指を立てたりして教えている光景が見られるが、プレーヤーへのアドバイスということになるため、これはしてはならない行為である。

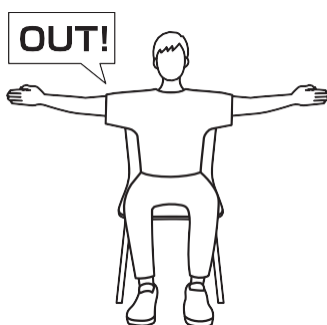
＊「線審は1本のラインを見ることが望ましい」が、1本のラインを見るには最低4人が必要となる。ただし、4人で行う場合には、反対側のエンドまで見るようになるため、ダブルスの際のネット付近に落ちたシャトルが少し見にくくなってしまう。その際、シャトルが落ちたエンドと反

対側のエンドから線審が判定を下す場合があるため、主審は注意が必要である。

*** オーバールールについて**

この規程の適用については十分に注意する必要がある。基本的に線審は担当ラインについて全責任を持っている。したがって、主審はあくまでも線審の判定を尊重する。特にイン・アウトの判断が極めて難しいライン際の判定については尚更である。このルール適用（主審による、線審の判定の変更）は、線審が明らかに間違ったコールまたは合図をしたと主審が確信した場合のみで、決して乱用してはいけない。

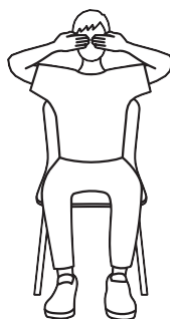
第8項 線審の指定の合図は次の通りとする。



シャトルがコート外に
落ちたとき



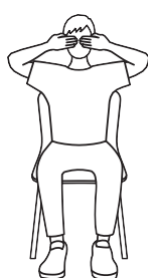
シャトルがコート内に
落ちたとき



シャトルの落下点が見えなくて、
判定できなかったとき

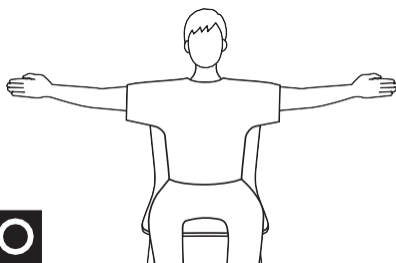
第9項 原則として実際の線審の位置は、コートの境界線から2.5mから3.5mのところで、どんな位置の時も、外部からのいかなる影響（例えば、カメラマン）も受けないところが望ましい。

〈良い例〉



「イン」の場合、右手を担当ライン上に指し示している。

落下地点が
判断できなかった場合。



「アウト」の場合、
両手をまっすぐに広げている。

「アウト」の場合、
担当ラインからどんなに遠い所に
落ちて判定する。

〈悪い例〉



どのくらい「アウト」かをプレーヤーに
アドバイスしている。
(左・両手使用例) (右・片手使用例)



「アウト」の場合、
片手で示している。



「アウト」の場合、
両手のひじが曲がっ
ている。



よりかかったり、
足を組んだりしたま
ま判定をしている。



「イン」の場合、
左手を担当ライン
以外のところを差し
ている。